

令和 4 年度事業計画
(令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日)

令和 3 年の我が国は、57 年ぶりの東京オリンピック開催の興奮に沸く一方で、新型コロナウイルス感染の再拡大により、首都圏を中心に緊急事態宣言の発令を余儀なくされ、7-9 月期の GDP 成長率はマイナスに転落しました。その後は宣言解除に伴う持ち直しが期待されたところですが、オミクロン株の蔓延に伴い、予断を許さない不透明な状況が続いております。

一方、食品関連分野においては、非対面・非接触を志向する新しい消費者行動の発生・拡大、国内物流における人員不足の深刻化等への対応の必要性が強く意識され、製造分野における冷凍食品事業や加工・パッケージ事業の強化・拡大、卸売分野における情報共有アプリや物流効率化アプリ、小売分野における EC プラットフォームや非接触セルフレジの導入等の多彩な取組みが認められたところです。

このような状況を念頭に置きつつ、ポストコロナ後の新常态や改正卸売市場法下の商物分離取引ルール等の新たな事業環境に対応した食品流通合理化の推進はもちろん、令和 3 年 6 月からスタートした HACCP 義務化への対応、プラスチック資源循環や食品ロスの削減、日本食・食文化の海外発信や輸出力強化の促進、外食・中食産業における国産食材活用の促進等は、引き続き食品関連事業者全体に関わる重要な課題と考えられます。

以上のような認識の下、食品流通部門の各段階を通じた流通合理化等に寄与するため、令和 4 年度においては、下記の諸事業を重点的に実施します。

記

I 債務保証事業

次の事業等に必要な資金の借入に係る債務を保証する事業を実施する。

- ①食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成 3 年法律第 59 号。以下「食品等流通法」という。）に基づく認定食品等流通合理化事業
- ②中心市街地の活性化に関する法律（平成 10 年法律第 92 号）の認定特定民間中心市街地活性化事業計画に係る中心市街地食品流通円滑化事業（認定食品流通円滑化事業）
- ③中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づき食品製造業者等が実施する承認経営革新事業若しくは認定異分野連携新事業分野開拓事業又は認定経営力向上事業
- ④流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成 17 年法律第 85 号）に基づき食品生産業者等が実施する認定総合効率化事業
- ⑤中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成 19 年法律第 39 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定地域産業資源活用事業又は認定地域産業資源活用支援事業

- ⑥地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）に基づき食品製造業者等が行う承認地域経済牽引事業
- ⑦中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成 20 年法律第 38 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定農商工等連携事業
- ⑧米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成 21 年法律第 25 号）に基づき食品製造業者等が実施する認定生産製造連携事業
- ⑨地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成 22 年法律第 67 号）に基づき認定農林漁業者等又は認定研究開発・成果利用事業者（食品の生産、製造、加工又は販売の事業を行う者に限る。）が実施する認定総合化事業又は認定研究開発・成果利用事業

注 1) 令和 2 年 4 月 1 日に施行された農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第 57 号）第 36 条に基づき、同法の輸出事業は①の食品等流通合理化事業とみなされます。

注 2) 「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」が令和 2 年 10 月 1 日に施行されたことに伴い、③の認定異分野連携新事業分野開拓事業、⑤の認定地域産業資源活用事業及び認定地域産業資源活用支援事業の制度は廃止されました。しかし、令和 2 年 10 月 1 日現在、認定を受けているこれらの事業の計画については、従前どおり、債務保証の対象とされます。

II 情報収集提供、調査研究及び相談援助等の事業

1. 食品の流通に関する情報の収集提供及び調査研究

(1) 情報収集提供事業

- ア 機関紙・情報誌等を発行し、食品流通に関する情報を適時適切に提供する。
- イ 食品流通業者等の経営の近代化、合理化等に資するため、優良な経営を行っている食品流通業者等を表彰し、その業績を紹介する事業を実施する。

(2) 調査研究事業

- ア 国からの補助を受けて、外食・中食産業における地場産食材の活用促進と外食・中食産業の活性化等を図るため、農林漁業者と外食・中食事業者のマッチングや現地商談会を開催するとともに、情報共有体制の構築等を行う事業を実施する。
- イ 国からの補助を受けて、鳥獣捕獲等の強化やジビエフル活用への取組等に資する事業を実施する。
- ウ 国からの補助を受けて、食品産業全体での地球温暖化防止・省エネルギー対策や食品ロスの削減等を促進するため、「省エネルギー・CO2 削減」、「廃棄物の削減

- ・再生利用」、「教育・普及」に顕著な実績を挙げている食品関連事業者等を表彰し、その取組内容を広く周知する事業を実施する。
- エ 国からの補助を受けて、日本産農林水産物食品の輸出を促進するため、日本産農林水産物・食品の優れた輸出業者を発掘し、その取組内容を表彰するとともに広く周知する事業を実施する。
- オ 生鮮取引電子化推進協議会及び食料品地域物流円滑化等推進協議会の事務局として、各協議会の行う事業について必要な事務局機能を果たす。
- カ そのほか、食品等の流通の合理化に資する農林水産省等の公募事業に応募し、実施する。

2. 食品流通関係事業者等に対する相談援助等

(1) 研修事業

- ア 中小流通業者、卸売市場関係者等を対象としたセミナーの開催等を行う。
- イ 「匠の店」登録制度の管理・運営を行う。

(2) 相談援助事業

- ア 食品等流通法に基づく認定計画に従って情報機器、物流システム等の導入を推進する食品等流通合理化緊急対策事業を実施する。
- イ 農山漁村 6 次産業化対策事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況に関する報告の徴収と指導などの管理を行う。
- ウ 地域還元型再生可能エネルギーモデル早期確立事業について、過年度に採択された個別事業の実施状況の評価及び指導、収益納付された資金の管理等を行う。
- エ 輸出リスクに対応し融資を円滑化するため信用保証に係る保証料を支援する事業を実施する。
- オ 食品等流通法その他の法令に基づき機構が債務保証を行うことができることとされている事業を実施する者に対し、必要な資金のあっせんを行う。
- カ 食品等の流通の合理化を促進するために必要とされる事項について、照会及び相談に応ずる。

Ⅲ 収益事業（出版事業）

食品流通業者等が業務上参考となる食品流通に関する統計調査資料集、卸売市場総覧などを取りまとめ、販売する。